

関税法第70条の規定に基づく他法令確認において税関が当該法令に基づく許可、承認書等を写しにより確認する取扱いについて

平成25年9月13日財関第994号

関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第70条の規定に基づく税関における他法令の許可、承認等の確認について、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパレス化を促進するため、農林水産省（植物防疫法及び家畜伝染病予防法）及び厚生労働省（食品衛生法）との間において、税関が当該法令に基づく許可、承認書等の写しにより確認することを可能とすることで合意したところである。

これを踏まえ、植物防疫所、動物検疫所又は輸入食品監視を所管する検疫所が輸出者及び輸入者（以下「輸入者等」という。）へ交付する当該法令に基づく許可、承認書等については、写しにより法第70条の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認を行うこととし、具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成25年10月13日から実施することとしたので了知ありたい。

## 記

### 1. 対象となる書類

#### 輸出貨物

関税法基本通達（蔵関第100号昭和47年3月1日）70 1 1（他法令による許可、承認等の確認） 八．検疫関係 (イ) 植物防疫法及び(ハ) 家畜伝染病予防法の「確認する許可書又は承認書等」の項に掲げる書類

#### 輸入貨物

関税法基本通達（蔵関第100号昭和47年3月1日）70 3 1（他法令による許可、承認等の確認）別表第2のイ．食品衛生法、ロ．植物防疫法及びニ．家畜伝染病予防法の「確認する許可書又は承認書等」の項に掲げる書類

### 2. 通関審査時における対応

通関審査において、当該法令に基づく許可、承認書等の原本により、法第70条の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認を行う必要があると判断した場合は、輸入者等に対して原本の提示を求めるものとする。

以上